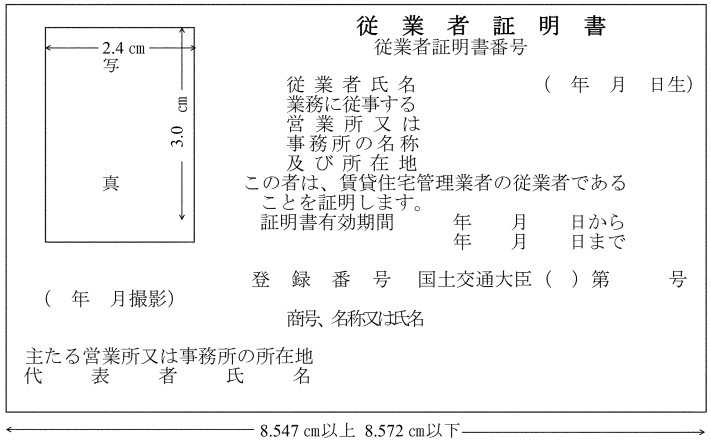
別記様式第十一号（第三十七条関係）

表



裏

備　考

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律抜粋

第十七条　賃貸住宅管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

２　賃貸住宅管理業者の使用人その他の従業者は、その業務を行うに際し、委託者その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備　考

１　従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。

(1)　第１けた及び第２けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下２けたを記載するものとする。

(2)　第３けた及び第４けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が１月から９月までである場合においては、第３けたは０とし、第４けたにその月を記載するものとする。

(3)　第５けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。

２　業務に従事する営業所又は事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、営業所又は事務所の長の印を押印すること。

３　従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。

４　用紙の色彩は青色以外とすること。

５　証明書の有効期間は５年以下とすること。

（新設）